

令和7年度岡山県立記録資料館運営協議会 議事録（概要）

1 日 時 令和7年10月24日（金） 10時00分～12時00分

2 場 所 岡山県立記録資料館 研修室

3 出席者

（委 員）岡田 智美、奥田 哲也、小山 典子、沢山美果子、築島 尚
〈敬称略、五十音順〉

（事務局）岡山県立記録資料館館長 杉山 一雄ほか4名

4 傍聴者 なし

5 開会あいさつ

6 委員紹介

7 職員紹介

8 議 題

（1）令和6年度事業報告について

（事務局から説明）

（委 員）

年報の7～8ページに公開審査の記述がある。

①どういう基準で誰が審査しているのか。

②膨大な資料があるが、苦労や課題について教えてほしい。

③審査事務は他の業務を圧迫しているのか。

④非公開がおかしいと異議が出たり、開示請求されたりしたことはないのか。

（事務局）

①本来ならば公開前に個人情報や機密情報等が含まれていないか内容を詳細に確認するところだが、点数が多いためまずは公開を前提に一次審査を行い「要審査」という形で目録を公開し、利用者から利用申請書が提出された段階で二次審査を行う。公文書に関しては、事案完結後30年を経過したものが公開対象となる。簿冊に個人情報や機密情報が含まれるかどうかを公文書公開準備専門員の2名が確認す

る。一方、古文書については大体 100 年以上経過している資料が多いことから、古文書等整理専門員 3 名が主には人権に関わる記述の有無を確認している。いずれも、専門員による確認後館長協議を行い公開の可否を決定し、非公開部分にはマスキングや袋掛けをして利用提供する。

②「要審査」として公開している資料が多いことが課題である。本来「一部公開」か「全部公開」かの審査を済ませたうえで公開すれば、利用者に円滑に利用提供できる。しかし、職員数が少ないため、資料の審査が進まないことが一番大きな課題である。

③公文書については現代語なので、非公開情報の有無の確認は比較的容易である。しかし古文書についてはくずし字で書かれているため、内容全体から公開判断を行う必要があり、審査作業は整理業務の作業を圧迫していると言える。

④これまでにはない。

(委 員)

審査基準に関連して、18 ページに出版掲載等の許可のことが載っているが、どういうものを許可して、どういったものを許可しないというラインはあるのか。

(事務局)

基本的には許可している。出版掲載等の許可事務は大きな比重を占めていることから、今年度から所蔵資料については申請不要として、使用者責任で自由に利用してもらうように変更した。ただし、寄託資料や複製資料といった当館の所蔵ではない資料については引き続き申請の上利用していただく。

(委 員)

使用者責任が主となって許可自体がなくなるというのは、結構大きな転換点だと考えるがいかがか。

(事務局)

そのとおりである。ホームページ等で画像公開をする場合は今まで以上に慎重に審査している。写真などは特に問題はないが、古文書や公文書の原本の画像を出すときには特に慎重を期している。

(委 員)

なるほど、そうすると公開時点で注意を払って、公開したものについては使用者責任でどうぞというふうに変わっていったと。よく理解できた。

(委 員)

当館の資料を利用したとき、資料が寄託のものなのか、所蔵のものなのかをとても明確にしてあった。

(委 員)

15 ページの全館燻蒸処理に関して、近い将来ブンガノンが生産中止になるため、一年早めて実施したという説明だったが、この薬剤がなくなっても 10 年後は大丈夫なのか。将来、代わりに新しい薬剤が出てくるのならばよいのだが。

(事務局)

既に資料保存業界として困っている。ブンガノンは残留性が低く、人体への影響があまりないのでこれまで全館燻蒸に使われてきた。書庫環境管理においては、カビ対策よりどちらかというと虫対策の要素が強く、炭酸ガスや窒素ガスを利用する方法でも代わりになる可能性はあると思っている。

(委 員)

38~39 ページの「共催・連携事業等」で主に大学のゼミの授業と連携してやっているということだった。すごく良いことであり、もっと積極的に PR すれば、大学だけでなく高校や中学などいくらでも広がると思うが、更に手を広げようとしているのか、マンパワー的に現在の対応が限界だと考えているのか。

(館 長)

職員数の関係であまり手広くはできないと考えており、来た依頼を受ける形をとっている。

(委 員)

33 ページの「古文書お悩み相談日」について、相談者の需要はどれぐらいあるのか。予約が一杯となり、次の回にしてもらうような状態なのか。

(事務局)

1 日に 3 組受け付けている。多いときは 4 組申し込みがあって、次の月に回ってもらうことはあるが、現在は 2 から 3 組の申し込みで落ち着いている。相談内容として、自宅にあるものを持って来られる方が多かったので、お悩み相談の受け付け内容を少し精査し、自宅での資料の保存や継承の役立つような相談を優先することとした。

(委 員)

県内でこういったお悩み相談のようなことを行っているのはこの施設だけか。

(事務局)

相談日を特別に設けているのは少ないだろう。通常は日常業務の中で相談を受けることが多いと思う。

(委 員)

相談日を特定したのは良かったのか。

(事務局)

現在、古文書担当の職員を3名体制にして開館日には常時1名以上が勤務しているが、来館者の状況によっては相談対応が難しいこともあった。相談日を設けて専門員3名を配置することで集中して相談を受けることができ、受けた内容がわからなければ他の2名に相談しながら回答することも可能となり、相談日を特定したのは効果があったと言える。

(2) 令和7年度事業の現況等について

(事務局から説明)

(委 員)

ホームページのアクセス数が去年増えていたが、今年また一段と増えているのは何か理由があるのか。利便性が良くなったことも一因だろうが、戦後80年で昭和の資料をたくさん出していることによる関心の高まりのようなものがあったのか。

(事務局)

アクセスされている資料内容の詳細がわからないが、昨年と比較すると閲覧者数は1.2~1.3倍になっている。9月で言えば登録されたアドレスから約4,000人がアクセスしているが、その4,000人が何回もアクセスすると回数が増えていくことになる。アクセス人数が増えたことで閲覧回数が増えているというのは確かだが、分析は難しい。ただ、利用申請が以前より容易になったことと、資料の公開を進めていることが関係しているのかも知れない。最近の利用者で言えば、大学生の資料閲覧が増えており、卒業論文やレポート等で当館の資料を利用しようと思ってくれる人が増えているのかなと思っている。

(委 員)

ネットを通じてアクセスしやすくなつたということと、開館後 20 年が経過し、記録資料館というものの認知が広がつてきていると捉えてもいいと思うが、いかがか。

(事務局)

そう思いたい。

(委 員)

本庁のデジタル化とも関連するが、本庁の公文書廃棄が 9,200 冊と 1,200 箱あり、それらをチェックして 102 箱を収集したということだが、年々減少しているということはあるのか。箱に入っているということは紙媒体であり、デジタル化とともに減少していくおかしくないと思う。また、デジタル化されたものについてはどのように扱われて保存に回しているのか。

(事務局)

県庁の電子文書の管理システムは令和 6 年度末から本庁において部分稼働しており、今年度から段階的に当館など出先事務所等でも使用するようになる。基本的には收受した資料については PDF 化して登録することになっている。PDF 化できない文書等については引き続き紙等で保存するので、資料は、紙等で保存するものとデジタル化したものの両方が保管されることになる。今までのように全部をプリントアウトして簿冊にするわけではないので、紙資料は薄くなっていくと思うが、当分の間は数が減ることはないと考えている。来年度には保存年限 1 年の文書が引き継ぎ対象となるため、デジタル推進課と引継ぎ方法について協議を予定している。文書管理システムは、業務で使っている環境でアクセスできるため、生データの引継ぎは可能だと聞いている。また、当館のアーカイブズシステムは令和 9 年度末に更新予定で、次期アーカイブズシステムに直接保存できる仕様内容についてもデジタル推進課に協議予定である。

(委 員)

令和 6 年からシステムが稼働し始めているが、この資料に載っているのは文書管理システム稼働以前の公文書を現在収集しているという内容であり、今後はシステム稼働とともにデジタル化されたものを順次保存に供していくという方針だという理解でよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委 員)

ボランティアについて伺う。ボランティアの力はとても大きく、色々な仕事をされていると思った。昨年度は41人の登録者がいて、今年度は36人になっているが、ボランティアの方というものは毎年同じ人がされているのか、それとも興味を持って参加くださる新規の人がいて、どんどん入れ替わっているのか。

(事務局)

基本的には同じ人が継続しているが、活動中のボランティアの方からの紹介や、毎年度初めの募集に応募して新しく登録される人もいる。全員が古文書を読みたい訳ではなく、崩し字は読めないがデジタル化など資料の保存に何かしら協力したいという人もボランティアとして受け付けている。

(委 員)

ボランティア・同好会活動報告会を来年3月に開催するということだが、大変貴重な機会だと思う。ボランティアや同好会のメンバーは当館の限られたマンパワーの中でたくさん大事な仕事を担っている。色々な報告がなされるのだろうが、次回開催の際にはもっと踏み込んで、活動の中で課題や改善点などについて更なる協議、議論を深めてもらいたいと考えるがいかが。

(事務局)

課題や改善点は報告会の場では聞けていないが、後日聞き取り取りさせてもらっている。今年度の改善点としては、目録作成の際に使用する辞書や参考書、中性紙封筒などの整理用品等を事務室前に設置した棚にまとめて配置して利用しやすくした。また、インターネット回線に繋ぐことができるパソコンを設置し、目録を作成する際にインターネット検索しながら作業できる環境を整えた。

(委 員)

ボランティアが記録資料館全体の運営について、自分たちが関与したり改善したりできることがあるのではないかという観点から見て、その上で課題や気付いたところがあれば出してもらえばよいのではないかと思う。

(委 員)

職員の負担が少しでも軽くなる方向での良い案が出てくれればいいと思う。

(委 員)

- ①こうしたボランティア・同好会の募集はどのように行われているのか。
- ②ボランティア・同好会が大きくなると、館に負担が生じることがあるのか。

(事務局)

- ①募集についてはボランティアの方からの紹介があればいつでも受け付けているが、基本的には年度末の活動報告会の時に興味のある方に参加してもらい、そこでチラシを配ったり、ホームページに募集を掲載したりして、4月初頭に実際の活動を体験してもらった上で応募していただいている。
- ②人数が増えた時の負担については、整理する資料や材料を人数分揃えることや、ボランティア活動時に職員がある程度付き添って指導する必要があり、職員の整理業務等に支障が出ることがある。

(委 員)

ボランティアの人数は増えた方がよいのか、現状維持の方がやりやすいと感じているのか。

(事務局)

目録整理については多少増えても大丈夫だが、デジタル化については作業内容を指示・確認する点で負担が大きいため人数が増えると難しいところがある。

(委 員)

新たに入ってくれた方がよいのか、教えることに掛かるコストを考えればとりあえず今のままがよいのか。

(事務局)

特にフィルムのデジタル化などは外部委託の単価が上がっており、デジタル化を行って利用を進めるためにはボランティアの力が必要だと考えており、入ってもらえばありがたい。

(3) 令和8年度事業計画（案）について

(事務局から説明)

(委 員)

資料⑥のアーカイブズ専門の正規職員の配置というのは、1名増員になるというとか。

(事務局)

そうではない。定数は3名のままであり、その内の1名を専門職員でという要望をしているが、かなり厳しい状況である。

(委 員)

古文書専門員の人たちは正規職員でなかったのか。

(事務局)

違う。短時間勤務の会計年度任用職員である。

(委 員)

資料の①については、基本的には従前どおり取り組んでいくという趣旨だと思うが、逆に、ここは考え直して中止するというようなものはあるのか。資料②以降は今後取り組んでいくという内容であり、マンパワーが足りないので、事業を増やしたらどこかを減らさないとうまく成り立たないはずだ。

(事務局)

学校との連携について減らすことを考えている。一つは博物館実習で、4日間から5日間の実習期間に向けてカリキュラムを組んで世話をすると、専門職員の負担が大きい。職員にとっても業務の見返しの機会になるが、作業負担が大きいため減らそうと考えている。また、展示については、照明のLED化が今年の夏に終わり、電球からの紫外線量がほぼゼロになった。これにより、年4回の所蔵展プラス1回の企画展の合計5回の展示を行っていたところを、企画展を含めて4回に減らすことで、普及啓発事業の回数を見直そうと考えている。

(委 員)

博物館実習については、当館のような機関が受けることが多いのか。大学でも実習をやっているはずだが。

(事務局)

学生が実習に行きたい日程を5日程度選び、担当教官が施設に打診をしている。現状は就実大学だけだが、来年度以降しばらくは難しいという話はさせてもらっている。ただし、施設見学は当館を知つてもらう貴重な機会であるため、引き続き実施していくみたい。

(委 員)

企画展を含めて年4回の展示というのはとても大変だと思うが、企画展は準備にど

れくらいかかるものか。

(事務局)

企画展は資料を他機関から借りる作業があるため、準備に実質8～9か月かかる。職員の入れ替わりもあって、企画展の来年の開催は難しいと考えている。年間スケジュールを組みながら開催が可能かどうか模索中である。

(委 員)

資料③で、県立図書館への移管等によってスペース確保に努めてきたということだが、県立図書館には、まだ空いているスペースがあるのか。

(事務局)

図書館の方が1年先にオープンしたが、当館ほど逼迫はしていないと思う。

(委 員)

郷土の資料については県立図書館と共有したり、図書館にも負担してもらったりするのか。

(事務局)

そうである。図書館は保存用、閲覧用、貸出用の3冊所蔵するが、当館は1冊あればよいと考えている。岡山県立の施設として最低4冊所蔵していればよいという判断である。図書館が持っていない郷土の刊行物は、図書館を充実させて県民の利用に供するために移管している。

(4) その他

9 閉会あいさつ